

一般社団法人日本薬学生連盟 入会規約

第1条 (定義)

1. 一般社団法人日本薬学生連盟 (以下『本団体』といいます) の『会員』は、本団体の目的や活動内容に賛同する、学部学生、大学院生で、本団体が定める会員登録をした者としします。なお、会員には、『レギュラー会員』と『スタッフ会員』の2種類があります。
2. 『レギュラー会員』とは、本団体が定める会員登録のみをした者のことをいいます。
3. 『スタッフ会員』とは、レギュラー会員で、かつ、本団体の定める委員会、支部本部、部門のいずれかのスタッフ登録をした者のことをいいます。
4. 本団体において、『本部』とは、会長、副会長、部門統括、委員長、支部長をまとめて指すものとします。
5. 本団体において、『執行部』とは、会長、副会長、部門統括、委員長をまとめて指すものとします。
6. 本団体において、『役員』とは、会長、副会長、部門統括をまとめて指すものとします。
7. 部門統括は、
会計統括、財務統括、外務統括、内務統括、広報統括、国際渉外統括
委員長は、
交換留学委員長、公衆衛生委員長、薬学教育委員長、地域連携委員長、学術委員長、PR 委員長
支部長は、
東北支部長、関東支部長、東海支部長、関西支部長、九州支部長
を指します。

第2条 (入会資格)

1. 本団体に入会できるのは、本団体の目的、活動内容に賛同している学部学生、大学院生に限ります。
2. 本団体の会員の在籍期間は、入会した日から最終学位満了時までとします。

第3条 (会費)

1. 本団体の入会費は以下の通りです。
入会費 2,000円
2. 本団体の年会費は以下の通りです。
年会費 0円
3. 会員の入会費は、会員登録時に支払うものとします。
4. 退会手続きを行った時期に関わらず、入会費の返却は行いません。

第4条 (入会方法)

1. HP 会員登録フォームからのお申込み
 - 1) 本団体が運営する Web サイトに設置された登録フォームから、所定の事項をご入力の上、ご送信ください。
 - 2) 所定の入会費を本団体の口座に振り込み、内務統括 (internal@apsjapan.org) に振り込み完了の旨をご連絡ください。ご連絡いただけない場合、入会承認が遅れる、または承認されない場合があります。その後、内務統括からの連絡をもって、入会完了となります。
2. イベントでのお申込み
 - 1) 本団体が開催するイベント時に、その場にいる本団体の本部に直接申請し、イベント用会員登録フォームに所定の事項をご入力ください。
 - 2) 所定の入会費を担当者にお支払いください。その後、内務統括からの連絡をもって、入会完了となります。
3. なお、以下のいずれかに該当する場合、本団体は会員登録のお申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 第2条の入会資格を満たさない場合
 - 2) 申告した登録内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合
 - 3) 過去に本規約違反等により退会措置を受けていた場合
 - 4) その他、本団体が会員として不適切と判断した場合

第5条 (退会)

1. 会員は、内務統括 (internal@apsjapan.org) への届出の後、内務統括の承認によって退会することができます。
2. 会員は、内務統括へ上級学位課程進学届け出が無かった場合、在籍する学位課程の卒業時に自動的に退会となります。
3. 以下第6条のいずれかに違反した場合、また、本団体が会員として不適切と判断した場合、退会措置をとらせて頂くことがあります。

第6条 (会員の義務及び禁止事項)

1. 会員は、登録時の会員情報の変更があった場合は、内務統括 (internal@apsjapan.org) に速やかに届け出てください。
2. 会員は退会時に内務統括 (internal@apsjapan.org) に速やかに報告してください。

3. 会員資格及び会員番号などの他人への譲渡はできません。
4. 会員が、外部団体と関わることを禁じます。
(ただし、外務統括または財務統括の許可を得たスタッフ会員を除く)
5. 会員が、個人の判断のみで、本団体の名称及び活動主旨、活動内容を利用して人や他の特定団体の利益などを目的とした宣伝活動や、営業活動を行うことを禁じます。
6. 手段の如何を問わず、本団体の活動を妨害する行為を禁じます。
7. 本団体の名前を用いて、暴力団等反社会的勢力と関わることを禁じます。

第7条 (会員の権利)

1. 本団体の会員は、レギュラー、スタッフ問わず全員以下の権利を持ちます。
 - 1) 委員会及び支部本部、部門の企画に参加する権利
 - 2) 交換留学など、IPSF プロジェクトに参加する権利
(ただし、交換留学、IPSF プロジェクトへの参加権は薬学部にも所属する学生限定です。)
 - 3) 本団体の企画する会員限定イベントに参加する権利
 - 4) 本団体の配信する会員メールマガジンにより情報を受信する権利
 - 5) 本団体主催のイベント料の割引を受ける権利
 - 6) 本団体が作成する年間報告を縦覧する権利
 - 7) 本団体の Facebook グループに参加する権利
 - 8) 本団体に提出した個人情報の開示、削除を要求する権利
 - 9) 本団体の執行部選挙における議決権 (1人1票) を得る権利
 - 10) 会員の所属する地域支部の支部長選挙の議決権 (1人1票)
 - 11) 本団体が主催する総会にて発言する権利
 - 12) 本団体に寄付する権利
 - 13) 本団体の指定する支部区分に基づき、支部へ所属する権利
2. レギュラー会員は、1で挙げられた権利に加え、以下の権利を持ちます。
 - 1) 本団体の委員会、支部本部、部門へ、スタッフ会員登録フォームに所定事項を記入することで、スタッフ登録する権利 (スタッフ会員になる権利)
3. スタッフ会員は、1で挙げられた権利に加え、以下の権利を持ちます。
 - 1) 委員会及び支部本部、部門の運営に参加する権利
 - 2) 外務統括もしくは財務統括の許可のもと、本団体の名前を使用し外部団体との連絡を取る権利
 - 3) 本団体の本部に立候補・推薦される権利
(ただし、次年度に薬学部・薬学研究科所属見込みの学生限定です。)
 - 4) 本団体の複数の委員会、支部本部、部門にスタッフ登録する権利
 - 5) 本団体の委員長、支部長、部門統括に連絡することで、スタッフ登録を解除する権利
(レギュラー会員に戻る権利)

第8条 (個人情報の取り扱い)

1. 個人情報保護方針
本団体は、活動を行う上で個人情報を保護することは重大な責務であると考え、以下の通りに個人情報保護方針を定め、これを維持します。
 - 1) 本団体は個人情報の収集にあたっては利用目的を明示したうえで必要な範囲の情報を収集し、利用目的を通知または表明しその範囲で利用します。
 - 2) 本団体は個人情報の漏洩、滅失の予防のため安全対策に務めます。
 - 3) 本団体は個人情報について本人から開示、訂正、追加または削除の要望があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに対応します。
 - 4) 本団体は個人情報に関する苦情および相談を受けた場合は誠意をもって適切に対応します。
2. 個人情報の管理、利用目的、及び開示などについて
 - 1) 会員の個人情報は、本部にて管理します。
 - 2) 会員の個人情報は以下の目的により利用します。
 - a. 会員が本団体で活動を行うにあたり必要なこと
 - b. 会員に有益と思われる本団体、他の団体及び個人の催しの案内
 - c. 日本薬学生連盟 OB/OG 会への必要情報の提供
 - d. 本団体の運営の向上を目的として、個人を識別できない方法での統計資料の作成
 - 3) 収集した個人情報は、以下の場合を除き、第三者に提供又は開示することはありません。
 - a. あらかじめ本人の同意を得た場合
 - b. 法令の規定に従い、提供又は開示する場合
 - c. 人の生命、身体及び財産に対し差し迫った危険が存在し、本人の同意を得ること困難である場合

4) 本団体で管理している会員の個人情報、会員の退会より1ヶ月以内に完全に削除されます。

第9条 (免責)

1. 本団体は、会員が本団体で活動することで発生した一切の損害、損失、不利益等に対し、いかなる責任も負わないものとします。
2. 会員が他の会員、または第三者に損害を与えた、またはこれらの者との間で紛争を生じた場合は、自己の責任と費用によって解決するものとし、本団体に一切の迷惑または損害を与えないものとします。
3. 本団体の活動に関連して、会員が本団体に損害を与えた場合、それがいかなる事由によるものであれ、本団体に合理的範囲内で損害賠償を支払うものとします。
4. 本団体による退会措置により、会員に何らかの損害が生じたとしても、本団体は一切責任を負わないものとします。
5. HPからの会員登録での入会費振込みの際、また会員の登録情報に変更が生じた際に内務統括への連絡をされなかったことにより生じた損害についても、本団体は一切責任を負わないものとします。

第10条 (規約の変更)

本団体は、本団体の円滑な運営のために必要とされる場合、本部の議決を経て、会員に知らせることなく本規約を変更することができます。

第11条 (準拠法)

本規約の解釈及び当法人に関するあらゆる事項の争いに関しては日本国法が適用され、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第12条 (特例)

第7条3)-3について、本団体選挙規約に則り該当支部所属になくとも、支部長として活動することを可能とします。ただし、条文の有効期限は2019年4月21日から2020年3月31日までとし、失効後すみやかに削除されるものとします。

以上

- 第一版 2015年5月6日制定
- 第二版 2018年11月11日改定
- 第三版 2019年2月17日改定
- 第四版 2019年4月21日改定